最終更新日：2017年7月5日
尾張精機株式会社
取締役社長 兵藤　光司
問合せ先：総務部　総務課 0561-53-4121
証券コード：7249
http://www.owariseiki.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、株主・投資家の皆様をはじめとする社会全体に対して経営の透明性を高めるため、公正な経営を実現することを目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】
当社における外国人株主の比率は相対的に低い状況です。今後、外国人株主比率の推移も踏まえ、費用等を勘案して、議決権の電子行使を可能にするための環境作り（議決権電子行使プラットフォーム）や、招集通知の英訳を検討していきます。

【補充原則1-2-5】
当社は、基準日において株主名簿に登録されている株主が、議決権を有しているため、信託銀行等の名義で株式を有する機関投資家等が、株主総会に出席することは認めておりません。

【補充原則3-1-2】
当社における外国人株主の比率は相対的に低い状況です。今後、外国人株主比率の推移も踏まえ、招集通知等の英訳を検討していきます。

【補充原則4-11-3】
当社は、各取締役が自己評価をした内容を取締役会で報告していますが、それを基にした取締役会全体の実効性についての分析・評価は行っていません。
毎年の分析・評価およびその概要の開示については、今後検討して行きます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】
政策保有に関する方針
取引先との長期的・安定的な関係の維持・強化を目的に、当社の企業価値向上に資すると判断されるものは保有します。
議決権行使基準
当該企業の株主総会議案の内容を精査し、当該企業の価値向上の観点から判断します。

【原則1-7】
当社は、関連当事者との取引について、法令および会計基準に基づく対象範囲に関しても、一般取引と同様に市場実勢を勘案して価格交渉の上決定しており、その内容は、有価証券報告書、計算書類注記表において開示しています。また、取締役の利益相反取引は取締役会の承認が必要となっています。

【原則3-1】
(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
経営理念・行動指針を定め、役員・社員に浸透させることに努めています。また、それらを前提として中期重点実施事項を定めています。当社では中期重点実施事項の詳細は開示していませんが、投資判断に資する内容については決算発表や株主総会で社長メッセージ等の形で情報発信しています。

(2) 本コード（原案）のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、コーポレートガバナンス報告書および有価証券報告書に記載し、開示しています。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役の報酬決定は、社内規定において具体的な方針を定め、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、代表取締役の提案により取締役会で審議の上決定しています。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補を指名する当たっては、社内規定に則り、次の通り行っております。
①経営陣幹部および監査等委員以外の取締役候補の指名
代表取締役社長が「選定基準」に基づき候補者を選定し、取締役会で十分に審議のうえ決定しています。
②監査等委員である取締役候補の指名
「選定基準」「独立性の判断基準」に基づき中立的・客観的に監査を行なうことができる候補者であるかを基準に代表取締役社長が選定し、監査等委員会で検討・同意をしたうえで、最終的に取締役会で決定しています。

(5) 取締役会が上記 (4) を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明。

取締役の選任にあたっては、株主総会招集通知に個々の略歴、重要な兼職の状況、保有株数、選任理由等を記載し説明しています。

【補充原則4-1-1】
当社は、取締役会で決定する事項は取締役会規則で規定し、それ以外の項目は社長および業務執行取締役に委任しています。

【原則4-8】
当社は、平成28年6月24日開催の第173回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款変更が決議されたことにより、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。
社外取締役が過半数を占める監査等委員会を有する監査等委員会設置会社に移行することで、取締役会の職務執行に対する監督機能をより一層強化し、更なるコーポレートガバナンス体制の充実と企業価値の向上を図るとともに、より透明性の高い経営の実現と機動性の向上の両立をめざしています。なお、社外取締役2名を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届出しています。

【原則4-9】
当社は、名古屋証券取引所が定める基準に従い、当社との人的関係、資本関係、取引関係その他の利害関係を勘案して、独立社外取締役候補者を選定しています。

【補充原則4-11-1】
当社の取締役会の構成員は8名（うち監査等委員である取締役は3名）で、当社の事業内容を踏まえ、技能、専門知識や経験等の異なる多様な取締役で構成し、取締役会が効率的かつ実効的に機能する適切な員数を検討したうえで決定しています。また、監査等委員である取締役3名も、そのうち2名が独立社外取締役であり、多様性が確保されています。
このような考え方および原則3-1（4）の取締役選任に関する方針と手続きに基づき選任しています。

【補充原則4-11-2】
当社は、取締役(監査等委員である取締役を含む）候補の決定に当たり、他の会社の役員との兼任状況について、各候補者がその役割、責務を適切に果たすことができる状況にあることを確認しています。取締役(監査等委員である取締役を含む）の他の会社の役員との兼務状況については、株主総会招集ご通知の参考書類および事業報告、有価証券報告書等において、毎年開示を行っています。

【補充原則4-14-2】
当社では、取締役に対して適宜必要な研修や法令改正等の情報提供を行い、取締役の知識や能力の向上を図っています。また、取締役は自ら必要な研修や、外部団体への加入、参加を自主的に行い、自己啓発を図っています。その際の費用については当社が負担しています。

【原則5-1】
当社では株主、投資家に対して適時、適切な情報開示に努めることを基本方針にし、特に株主総会は株主、投資家との対話を行う重要な機会として捉えています。
当社はIR専任部署は設けていませんが、総務部が中心となり情報発信と社内規定に基づく適正な内部情報管理を行っています。また、株主、投資家からの問い合わせや意見ついては、総務部が窓口となり、情報管理責任者である総務部担当取締役に報告する等適切な情報収集に努めています。
　今後はIRイベントへの参加等も検討する等、より多くの株主、投資家との対話を促進できる機会を考えています。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日立金属ＭＭＣスーパーアロイ株式会社	1,436,545	12.32
トヨタ自動車株式会社	1,164,452	9.99
THE BANK OF NEW YORK,NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	650,000	5.57
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	549,733	4.71
三井住友信託銀行株式会社	526,000	4.51
アイシン・エーアイ株式会社	495,000	4.25
エムエスティ保険サービス株式会社	350,000	3.00
三菱ＵＦＪリース株式会社	346,750	2.97
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	315,014	2.70
株式会社中京銀行	295,780	2.54

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
須田　佳孝	他の会社の出身者							○				
伊藤　真弘	税理士											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
須田　佳孝	○	○	―――	企業経営の経験を生かした適切な指導および監査を行うことができると判断したため。また、主要株主の業務執行者であるが、当該主要株主との直接取引もなく、他に役員の派遣もないため、独立役員として一般株主と利益相反のおそれがないと判断したため。
伊藤　真弘	○	○	―――	税理士で税務業務について専門知識を有しており、適切な指導および職務執行監査を行える人材であるため。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人を特定しておりませんが、必要に応じて適宜、管理本部および関連部署で対応し、重要事項について情報の提供を行うなど、監査等委員会の職務に対する補助はできていることから、現在の体制を採用しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人と定期的に意見･情報交換を行い、適切な意思疎通を図り、実効的な業務執行監査を実施しております。また、内部統制室が行う監査に同席するなど、密接な連携を保ち、業務執行監査の実効性を高めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明 更新

業績連動型報酬制度やストックオプション制度は導入しておりませんが、連結会計年度の業績を勘案して役員賞与の支給を行っております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書の役員報酬等の項目に、役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方針の開示内容

―――

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役を補佐する体制
担当セクション等原則特定はしていませんが、必要に応じて適宜管理本部および関連部署で対応します。
社外取締役に対する情報伝達の体制
重要な事項については、必要に応じて情報の提供を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

現状の体制の概要
（1）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
当社グループは、株主・投資家の皆様をはじめとする社会全体に対して経営の透明性を高めるため、公正な経営を実現することを目指しております。
コーポレートガバナンスに関する施策の実施状況
・委員会設置会社であるか監査役設置会社であるかの別
監査等委員会設置会社
・業務執行・監視のシステム
監査等委員を含む取締役が出席する取締役会を毎月1回開催し、法令で定められた事項のほか、重要事項はすべて付議され、業績の進捗についても議論し対策等を検討しております。また、営業本部・製造本部・技術品証本部・管理本部に分かれ、それぞれの効率的な牽制を行うとともに、社長直轄の内部統制室が内部統制を評価して、監査等委員である取締役が業務監査と内部統制システムの監視を行っております。
・会計監査・内部統制監査の状況
当社は、監査法人コスモスとの間で、会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約を締結し、年間監査計画に基づき監査を受け、四半期・期末監査終了後に会計監査人により経営者、監査等委員会へ監査の方法、結果の報告を受けております。
当社の監査業務を執行した公認会計士は、新開智之、小室豊和の2名であり、監査法人コスモスに所属し、いずれも継続監査年数は7年を超えておりません。また、当社の監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士2名その他2名となっております。
（2）監査等委員の機能強化に関する取り組み状況
監査等委員の監査については、監査等委員3名のうち独立性の高い社外取締役を2名選任し、監査等委員会監査等基準、監査等委員会規則、内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準等に従い、監査等委員会において、監査方針、監査計画、業務分担を定め、重要な書類の閲覧、財産状況の調査、職務執行の監査を行い、取締役との定期会合等で監査結果の報告、意見交換をすることにより、相互認識と信頼関係を深めております。また、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるようにするため、および今後も引き続き社外取締役役として適切な人材を確保できるようにするため、業務執行をしない取締役と、会社法第427条第1項に基づき、法令が定める限度額において責任限定契約を締結しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社であり、独立した客観的な立場の社外取締役2名を含む監査等委員会と、事業経験者として知識と経験を有する取締役で構成する取締役会とで、経営の公正性および透明性を高め、効率的な経営システムの確立に努めています。また監査等委員会、内部統制室、会計監査人の相互の連携が図られており、監督機能の客観性、中立性を確保する体制が機能していると判断していることから、現状のコーポレート・ガナバンス体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
その他	ホームページの「お問合せ」に管理本部と営業本部の連絡先を記載。随時質問に対してお答えしている。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	ＩＳＯ14001を認証取得し、継続的改善を実施している。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムに関する考え方と整備状況（体制および取り決め事項）は、次の通りです。

1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、
⑴ 取締役は法令順守および社会倫理の順守を企業活動の基本とする。
⑵ 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規則に従い、取締役の相互の意思疎通を図り、経営に関する重要事項を決定する。
⑶ 取締役は部課長報告会および各種委員会に出席し使用人の職務遂行状況の確認と監視を行う。
⑷ 社長直轄の組織として内部統制室を設置し、内部統制室は業務執行状況の内部監査を行い、定期的に代表取締役社長に報告する。
⑸ 反社会勢力による経営活動への関与については毅然とした態度で臨み、総務部を窓口として警察等外部機関や関連団体との信頼関係の構築および情報交換との連携を取り、反社会勢力の排除を行う。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制
取締役は、経営に関する情報の社外への流出防止ならびに経営に関する情報の保存および管理を徹底する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
危機管理委員会で当社および子会社のリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努め、取締役は「生産活動に直結する危機管理要領」に基づき子会社を含め管轄する部門のリスクコントロールを行う。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑴ 全取締役が出席する取締役会を毎月1回開催し、法令および定款で定められた事項のほか、重要事項はすべて付議し、業績の進捗についても論議して対策等を検討する。
⑵ 経営上重要な事項については週1回取締役等による情報交換会を開催し審議する。

5．当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
⑴ 子会社の非常勤取締役または非常勤監査役は、当社取締役および従業員から選任し、子会社の業務執行の効率性、内部統制の妥当性を監査、監視する。
⑵ 取締役は海外子会社について月報、月次決算書類、監査報告書の内容確認を行い、また適宜現地にて業務執行状況の確認･監視を行うとともに、現地の法律、会計、税務について随時相談、アドバイスが可能な提携先を確保し、コンプライアンス体制を整備する。
⑶ 取締役は国内子会社からは毎月の月次決算について詳細な報告を受け、内容確認を行い、また適宜子会社の視察を行い業務執行状況の確認･監視を行う。

6．監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、必要に応じて適宜総務部および関係部署で対応する。

7．前項の取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助する使用人はその業務に関し取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの干渉を排除するとともに、人事異動、評価等人事権に係る事項について、事前に監査等委員会に報告し、監査等委員会の承認を得る。

8．当社および子会社の取締役（当社においては監査等委員である取締役を除く。）および使用人等が、当社の監査等委員会に報告するための体制
(1) 当社および子会社の取締役（当社においては監査等委員である取締役を除く。）および使用人等は当社の監査等委員会からの照会事項を遅滞なく当社の監査等委員会に報告する。
(2) 当社および子会社の取締役（当社においては監査等委員である取締役を除く。）および使用人等は、当社および子会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、速やかに当社の監査等委員会に報告する。

9．監査等委員会に前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会に前項の通報･報告をした者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

10．監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きに関する事項
監査等委員が職務執行について生ずる費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）の前払いまたは債務の償還を請求したときは、明らかに必要がないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

11．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴ 監査等委員会の監査は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの干渉を排除する。
⑵ 監査等委員会は代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見･情報交換を行い、適切な意思疎通を図り、実効的な監査業務を実施する。
⑶ 内部統制室と密接な連携を保ち、監査等委員会の監査の実効性を高める。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記、内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 ⑸ に記載の通りです。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要
1．当社の適時開示に係る基本方針
当社は、投資家や株主に対して適時かつ適切な情報の開示を行う責任を果たすため、名古屋証券取引所の定める「適時開示規則」および当社が定めた「取締役会規則」、「インサイダー取引禁止規定」等の各規定を順守し、会社の重要な情報の適時かつ適切な開示に努めております。
そして、これを確実なものとするために、以下の社内体制を定め運用しております。
2．適時開示に係る社内体制
（1） 発生事実に関する情報の処理
適時開示が必要と考えられる事項が発生した場合、各部署は各担当取締役に情報を集約し、当該担当取締役は事実関係を確認後、管理本部と相談の上、適時開示情報に該当するかを判断します。該当すると判定した場合には取締役社長の承認を受け、速やかに開示いたします。
（2） 決定事実に関する情報の処理
重要な決定事項につきましては取締役が出席する取締役会を毎月1回、緊急時には臨時取締役会を開催し、重要事項は全てに付議され決議いたしております。この取締役会で適時開示が必要と考えられる重要事項が決定された場合には、名古屋証券取引所の「適時開示規則」に従って速やかに開示いたします。
なお必要に応じて、監査法人、顧問弁護士、顧問税理士、証券取引所および財務局に助言および指導を受けることにより、正確かつ公平な情報を開示するように努めております。
（3） 決算に関する情報の処理
決算に関する情報につきましては、経理部において決算に係る財務情報を作成し、それに並行して監査法人および監査等委員会による監査を受け、取締役会で承認後、速やかに開示いたします。

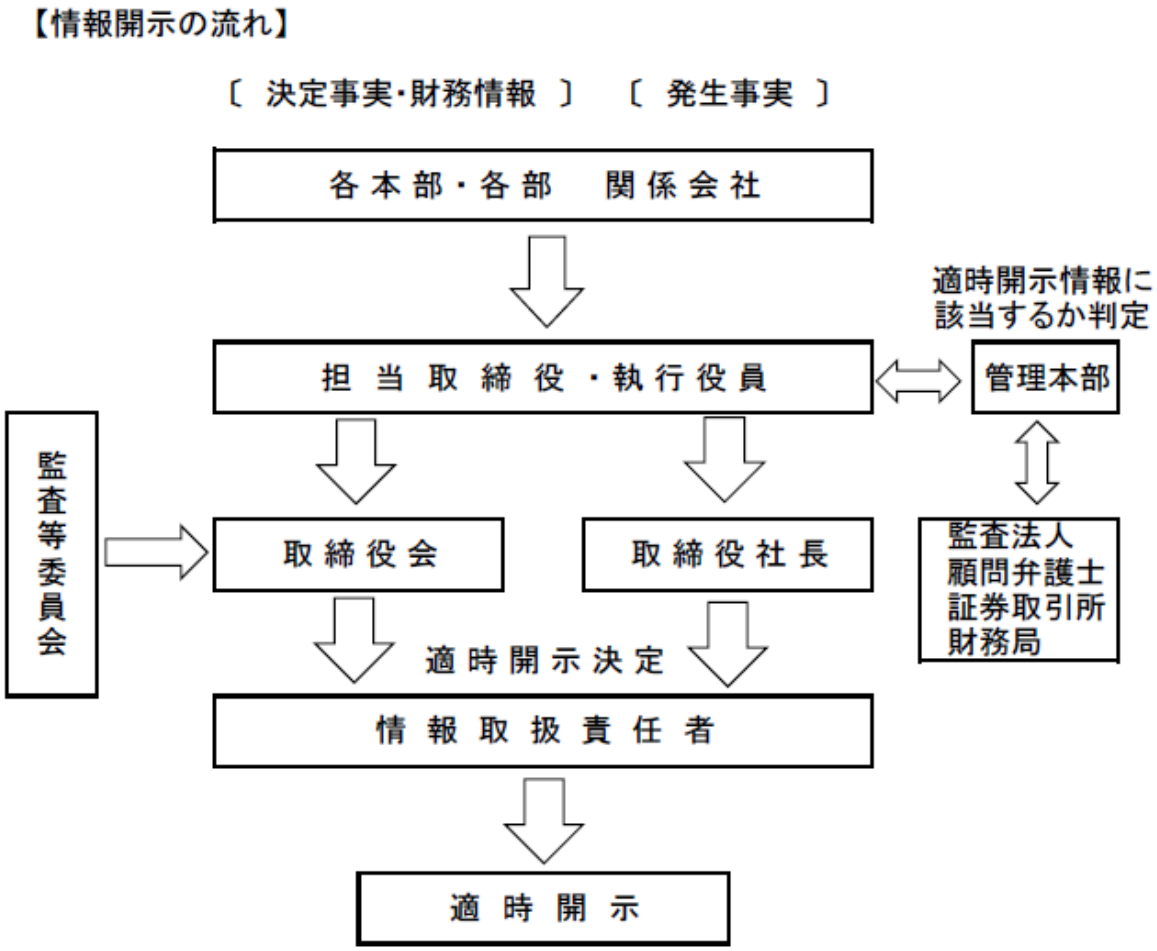

コーポレート・ガバナンス体制についての模式図

